

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和4年度定山溪観光案内所運営業務
発注課	経) 観光・MICE推進部観光・MICE推進課
選定事業者	一般社団法人定山溪観光協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は定山溪地域全体としての観光サービスレベルの向上や受け入れ体制の強化を図るための業務として位置付けるものである。さらに、業務の遂行にあたっては、常に最新の定山溪観光情報に精通していること、適切かつ迅速な案内が可能であることが求められ、各種事業者からの観光関連情報を公平に紹介する必要がある。</p> <p>以上の本業務の性質を踏まえると、当該業務を受託できる者は、定山溪地域の観光業界の集約的団体として観光振興を目的としている当該事業者以外にないと判断されることから、本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約によることが適当である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和4年3月16日